

▲▽ 国民年金からのお知らせ ▲▽

● 老齢基礎年金を受給するには ●

原則として、『受給資格期間』（下記①～⑥）の合算期間が 25 年以上ある場合に受給権が発生します。

- ① 保険料納付済み期間
- ② 保険料全額免除期間
- ③ 保険料納付猶予期間
- ④ 第 2 号被保険者期間（厚生年金や共済年金等の加入期間）
- ⑤ 第 3 号被保険者期間（昭和 61 年 4 月以降で、④の方に扶養される配偶者）
- ⑥ 合算対象期間（＝カラ期間・・・国民年金の強制加入対象ではなかった期間等）
（例）昭和 61 年 3 月以前で、厚生年金等に加入していた方の配偶者等

保険料の一部免除（半額免除等）を受けていて、納付すべき保険料が未納の場合は、受給資格期間とはなりません。なお、受給額は受給資格期間や、保険料納付状況等で異なります。

※ 25 年以上の受給資格期間を満たしていない方は、任意加入することで受給権が発生する場合があります。
任意加入…60 歳から 65 歳までの期間に、ご自身で申出することで国民年金に加入し、保険料を納付することができる制度です。

● 保険料の納付猶予制度について ●

平成 28 年 7 月 1 日から保険料の納付猶予制度が改正され、申請可能な年齢が 30 歳未満から 50 歳未満に拡大されました。保険料を納めることが経済的に困難な場合はこの機会にご利用ください。

◆申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

● ○ 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ ○ ●

◆ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を年金天引きで納付されている方へ

国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を年金から天引きで支払われている方（特別徴収といいます）は、ご希望により納付方法を口座振替に変更することができます。

ご自分の指定した金融機関からの振替納付を希望の方は、次の書類を持参して保健課窓口へ届出ください。

《届出に必要なもの》

- ① 通帳届出印（銀行印）
- ② 窓口にした方の印（スタンプ印は使用できません）
- ③ 金融機関の預貯金通帳（町内にある金融機関及び北洋銀行本・支店）
- ④ 健康保険証

※ ゆうちょ銀行（郵便局）をご利用の方は、保健課窓口へ届出後、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で口座振替の依頼申請が必要となります。

納付方法	支払回数	納付日
年金天引きにより納付する場合	6 回（年金支給月）	年金支給日
口座振替により納付する場合	8 回（7 月から翌年 2 月）	25 日（土、日、祝日の場合翌日）

※ 選択による年額の変更はありません。

◆ ご注意ください！

口座振替に変更しても、残高不足などの理由で振替ができなかった場合、次年度以後は口座振替がご利用できなくなります（次年度以降の納付は年金天引きとなります）。口座振替を選択された方は、預貯金の残高不足が生じないようにご注意ください。

◆ 今年度 75 歳になる方へのお知らせ

75 歳になることにより、現在の健康保険の資格を喪失し、後期高齢者医療の資格を新たに取得することとなります。誕生日までに役場から後期高齢者医療の保険証を送付します。

保険の切り替えにともない、これまで国民健康保険税が年金天引きとなっていた方についても、75 歳到達年度については、月割計算で普通徴収（納付書または口座振替）にて納付することとなっていますので、納め忘れとなっていないか再度ご確認をお願いします。

◆ 問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121